

# 平成31年第2回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 平成31年2月25日(月)  
午後3時00分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎  
3階会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 講 演

『S-GAPについて』 春日部農林振興センター 川澄 氏

## 4. 議 題

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
- 2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
- 4) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 5) 議案第5号 農用地利用配分計画(原案)に係る意見について
- 6) 議案第6号 農地賃借料情報について
- 7) 専決報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 8) 専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について
- 9) 専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用に関する専決について

## 5. そ の 他

## 6. 閉 会

### 農業委員

出席委員 14名

1番	増山貞男君	2番	倉持登君
3番	中村明君	4番	小島一男君
5番	張ヶ谷一郎君	6番	青木徹雄君
7番	鈴木豊君	8番	坂路誠君
9番	青木邦夫君	10番	大島かづ子君
11番	小島キヨ子君	12番	戸賀崎邦雄君
13番	後藤勇君	14番	高崎勇君

欠席委員 なし

### 農地利用最適化推進委員

出席委員 10名

1 番	井	上	清	一	君	2 番	鈴	木	徳	男	君
3 番	今	野	秀	明	君	5 番	濱	田		茂	君
6 番	白	石	守	利	君	7 番	川	島	広	伸	君
9 番	細	井	純	一	君	10 番	松	田	英	雄	君
11 番	上	原	一	夫	君	12 番	加	藤		互	君

欠席委員 2名

4 番	山	崎	松	男	君	8 番	上	原	勝	正	君
-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

事務局

事務局長	田	原	和	明	局次長	宇	佐	見	毅
書記	松	本	公	秀	書記	古	谷	崇	

午後 3時00分

◎開会の宣告

○次長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、平成31年第2回の杉戸町農業委員会総会のほうを開会させていただきます。

本日、田原局長が議会の一般質問の最終日ということで、まだ議会のほうが終わらないということで、本日代理として、私宇佐見が司会のほうを務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに後藤会長からご挨拶のほうをお願いしたいと思います。

◎挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。いよいよ春といいますか、本来であればまだまだ寒くていいわけですが、今年は3月に入りますと暖かい日が続くような話が出ています。あぜの草もだんだん青く見えるようになり、平年ですとまだ白いのでしょうかけれども、青くなってせわしくなってくる時期でございます。

また、そういう中、本日は大変忙しい中、第2回の農業委員会総会にご出席をいただきましてありがとうございます。

また、事務局をお願いを申し上げまして、今日はマイクを用意させていただきました。手前の方はよく聞こえるということですが、奥のほうの方が若干聞こえづらいというお話を聞きましたので、これで恐らく全員皆さんがよく聞こえているのかなど。私は口が下手なものですから、ちょっとなままっているから聞こえづらいと思うのですが、説明のほうはよく聞こえてくるのではないかと思います。これでいい審議がまたできますようによろしくお願いいたします。

今日は、議案の前にS-GAPの話を農林振興センターさんが来ていただいて、いただくわけですが、できましたら農業委員、推進委員さん全員にS-GAPに参加をしていただければなというふうに事務方のほうは思っているようにございますが、よろしくお願いいたします。

話とまりませんが、挨拶にかえさせていただきます。大変今日のご苦労さまでございます。

○次長 会長、ありがとうございました。

◎講演

『S-GAPについて』 春日部農林振興センター 川澄 氏

○次長 それでは、総会の次第のほうに戻ってまいりたいと思います。

議案第1号から進めさせていただきたいと思います。司会は会長のほうにお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○会長 それでは、議案のほうに入ってまいりたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、大字椿〇〇〇、田、5,490㎡。譲渡人、杉戸5丁目、〇〇〇〇〇。譲受人、才羽、〇〇〇。譲受人、面積6,117アール、労力4人。取得理由、経営拡大。ナンバー1については、〇〇氏が約5,500㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保しており、農業経営は4人で行っております。本申請地につきましては、以前から〇〇氏のほうが耕作をされていたということです。通作距離は自宅から約1キロメートルです。

場所は、大字椿、東中学校の東側になります。

以上でございます。

○**会長** 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告を増山委員、お願いします。

○**農業委員 1 番** 調査依頼に基づきまして、2月21日に本人に会ってお話を伺ってまいりました。詳細については、事務局の説明のとおりであります。

この土地は、〇〇〇〇さんの親の時代から、先ほど申しましたように〇〇氏が作付を依頼されて、作付をしてまいりました。両親が亡くなりまして、〇〇〇〇氏が相続しましたら、町の中に住んでいると作付ができませんので、〇〇〇〇氏に譲渡をするということで話がまとまりました。今日の申請になったわけでございます。譲受人の〇〇氏については、皆様ご案内のとおりであります。また、調査項目についても何ら問題はありません。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**会長** この件につきまして質疑を受けたいと思います。質疑のある方は、挙手の上、起立をして質疑をいただきたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○**会長** 採決に移ります。

議案第1号、ナンバー1、賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手(全員)]

○**会長** 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第1号、ナンバー2—1から2—3、事務局の説明をお願いします。

○**書記** ナンバー2—1、大字屏風〇〇—〇、田、1,975㎡。ナンバー2—2、大字屏風〇〇—〇、田、623㎡。ナンバー2—3、大字屏風〇〇—〇、田、139㎡、合計2,737㎡。譲渡人、鷺巣、〇〇〇〇。譲受人、宮前、〇〇〇〇。譲受人、面積179アール、労力4人。取得理由、経営拡大。ナンバー2—1から2—3については、〇〇氏が約2,700㎡を取得するものでございます。〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保しており、農業経営は4人で従事しております。通作距離は自宅から約800メートルです。場所は、大字屏風、屏風深輪産業団地の西側付近になります。

以上でございます。

○**会長** 事務局の説明が終わりました。

この件につきましても調査報告、増山委員、お願いします。

○**農業委員 1 番** 調査依頼に基づきまして、これも2月21日、ご本人と会ってお話を聞いてまいりました。詳細については、事務局の報告のとおりであります。

譲渡の〇〇〇〇氏は体調が悪くて耕作できませんので、去年は田が遊休農地化に近い状況でありましたが、今回の〇〇〇〇氏はこの土地を譲り受けまして、計画ではこの土地にモチ米をつくって加工製品で販売したいという計画で、大変意欲的なお話をされておりました。調査項目については、何ら問題がないことをご報告申し上げます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**会長** 調査報告が終わりました。

この件につきまして、質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

はい、どうぞ。

○**農業委員 8 番** 私、〇〇さんという方はよく知らないのですが、実際の面積が179ということで、今度やっていくのが

2,700ということなのですが、今の〇〇さんの状況というか、米なりそういうことがわかれば、事務局で。

○会長 これは179アールですから、1町7反9畝です。

○農業委員8番 179、失礼しました。

○会長 よろしいですか。

○農業委員8番 いいです。間違いました。

○会長 昔の畝歩で言うと1町7反9畝です。新たに取得するのは2,700㎡、よろしいでしょうか。

○農業委員8番 はい。わかりました。

○会長 私はアールと平米でわかりにくいかと思います。よろしいですね。

○農業委員8番 はい。

○会長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移りますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 議案第1号、ナンバー2—1から2—3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1、大字並塚字南浦〇〇〇—〇、畑、84㎡。申請人、並塚、〇〇〇〇。転用目的、住宅敷地。農振農用地区域外（都計法34条11号区域）となります。

ナンバー1については、申請人の自己用住宅を建築するため、許可をお願いするものでございます。申請地は、都市計画法34条11号区域内の第2種農地で、転用による悪影響はないと思われまます。資金計画は、自己資金により計画しております。場所は大字並塚、クロネコヤマトの杉戸センターの北東地になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告、倉持委員、お願いします。

○農業委員2番 調査依頼を受けまして、去る2月16日10時ごろに〇〇さん宅に訪問し、事実確認を行いました。現在住んでいる住宅が老朽化しておるということで、建てかえる準備をしていたところ、宅地部分だけでは建築基準法の道路面に面していないことがわかり、このままでは建てかえ不能であることがわかりました。その自宅後ろに自分の畑がありまして、これを農地でありますので申請に至るわけですが、これによりご近所に迷惑などかかるといったことはないと思われまます。項目においても何ら問題ないと思われまます。また、事務局が説明したとおりでありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、この件につきまして質疑を受けたいと思います。質疑のある方は、挙手をして、起立していただいで受けたいと。何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕



○会長 どうぞ。

○農業委員12番 そうすると、すぎとピアのちょうど駐車場の前です。皆さんご存じかと思うのですが、現場は見ていますかと思いますが、ここで全部購入して、全面を分譲住宅で宅地開発するという話でしたらわかるのですが、今現在このあいているところをそのまま農地と。当然2人の方が、2筆になっているのかな、今現在。公図上見ると2筆になっていると。片方は高く、あその中華屋さんのほうは低いというふうな形で、さっきのお話ですと、高齢で病気がちでつけれないというふうな形でお話あった。それはわかる。ですから、転売するというふうな形ですけれども、図面を見ると、果たしてこのままでいいのかと。そうすると、当然つけれなくなって、あのまま今年につけれないということで、耕作しなくなって草ぼうぼうになるのかというふうな危惧をするのですが、その辺でどうなのかと。耕作地は、現在の方がそれを耕作するという内容なのですか。それとも誰かにつくってもらうとか、あるいはつけれなくてそのまま草ぼうぼうのまま置いておくというような状態なのか。この宅地開発については、面積の問題かちょっと私は不安があるのですが、その辺説明できればよろしくをお願いします。

○書記 事務局からです。戸賀崎委員の言いたいことはもっともかと思いますが。将来的にこちらの部分を分譲されるかどうかというのは、事務局側ではお答えはできないところなのですが、可能性は全くはないかとは思いますが。ですが、今回こちらの農地を残したい、こちらのほうで耕作したいということでしたので、パイプラインも警察側に入っていて、この状態であれば、パイプラインから給水もできる。排水のほうも道路側溝、新たにつくられる道路側溝ですけれども、そちらにできるということで、今のところこちらで営農することに支障は出てきませんので、この形で出されると、だめだと言うことはできないかと事務局のほうでは考えています。

以上です。

○会長 議長から。私も事務局と事前打ち合わせをしたのですが、この件につきましては、私も若干問題があるかなというふうに話をしたのですが、あくまでも農地法上でいった場合に、許可要件としては11号区域なので、確かにその田んぼがどうなるかというのは心配はありますが、低いほうが。高いほうはいいとしても。そういうことも農業委員会として、農地法上これは11号区域ということは議案として出ていますから、皆さんに採決をいただくわけですが、採決の段階で決めていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○農業委員12番 今、農地法の中で十分だということなのですが、やはりこれは全部を開発するとなると、都計審のほうで、公園用地を確保しなくてはならないという開発の条件がそれぞれあるかというので、ちょっとこれは会議録に載せては困るのですが、申請人の悪意的なものが見受けられるというようなところもあるものですから。これは全部開発すると、当然都計審のほうでは公園用地が開発行為としては出てくるのです。公園用地が確保されるというふうな形です。そうすると、受ける方が公園をつくるということになるとどうなのかというふうな、ほかの法律との関係もある中で、とりあえずはこの面積でということでの申請かなというふうに私は思いますが、あとは皆さんでお願いします。来年までに申請出てくるかと思うのですが。

○会長 戸賀崎委員さんは、議案として反対という意味合いで、今回は。

○農業委員12番 反対というわけではない。皆さんの要請があったので、このような開発がいいのかどうかというのを、私1年生なもので、申しわけありませんが。

○会長 これは議長としてではなく、以前にもこういう案件を私も質問した都合上、もし可決をしないと、これは農地法上では問題ないので、逆に言えば分譲する会社の訴訟案件になる。農業委員会が訴えられる可能性もあるよというふうな話を、一般の農業委員さんからも話が出たこともある、過去に。というのは、農地法上の34条の11号区域というのは、農地法上では問題ないというふうに解釈せざるを得ないのかなというふうに感じております。ですから、反対か賛成かということで農業委員は可決をしますので、戸賀崎委員さんの場合も反対意見という意味合いで答えてい

ることでしょうか。

- 農業委員12番** 確認させていただきたいのですが、このあいている土地については、耕作をするということですね。今後、来年あたり出てくるかどうかわかりませんが、二、三年ぐらいは耕作するというふうな、申請人からのどのようなのですか、その辺は。あるいは1年で終わって、来年はまたこちらのほうに再度提出すると。どのようなのですか、その辺については事務局のほうではどのような形でお聞きになったのか、ちょっとその辺を……。
- 書記** 事務局からです。事務局側といたしましては、残る農地に支障があっては困りますので、パイプラインの関係、排水の関係等は聞くことはできるのですが、将来的にここでどうなるかというのは、先ほどもお答えしましたが、ちょっとお答え、そこまで聞けるものでもないのです、そちらのところは聞いていないような状態ですが、将来的には高齢ですので、出てくるのではないかなとは考えているところです。
- 農業委員12番** ちょっといいですか。ごめんなさい、しつこくて。今、聞いていないというふうな話なのですが、ただ譲渡人のお話、本人が土地を提供する形ですと、この方についてはそのまま耕作するというふうな約束はされているということ、残地については。そういうことですね。
- 会長** 済みませんが、中村委員が直接本人と面接しておりますので、その点については担当の農業委員さんを信用していただきたい。将来において、例えば1年、2年先にこの田んぼがまた転用がかかったとしても、11号区域だとすれば、今の農地が、先ほど戸賀崎委員が言うとおりの、農地として保有して荒れないようにしてもらいたいという意味合いが強いかないというふうに、そんな感じでしょうか。
- それでは、これらの意見をまとめますので、採決します。
- 賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手(全員)]

- 会長** 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第4号

- 会長** 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。
- 書記** 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
- ナンバー1、利用権の設定を受ける者、才羽、〇〇〇。耕作面積、68アール。利用権を設定する土地、大字才羽〇〇〇、地目、田、面積、1,400㎡。設定する利用権、種類、賃貸借、内容、田。平成31年3月1日から平成35年12月31日まで、4年10カ月。借賃年10アール当たり6,350円。利用権を設定する者、高野台南2丁目、〇〇〇〇。新規となります。
- 以上でございます。
- 会長** 事務局の説明が終わりました。
- この件につきまして、調査報告、小島一男委員、お願いします。
- 農業委員4番** 調査依頼に基づきまして調査をいたしました。

2月14日、〇〇〇宅にお邪魔しまして、電話で連絡してということで行きました。それで、この田んぼは前は〇〇〇〇さんがつくったということで、〇〇〇〇さんもなかなか体調が悪いということでできなくなったようで、それを〇〇〇さんが耕作をするということです。また、〇〇さんのほうにもお聞きいたしました。〇〇さんについても、今までは〇〇〇〇さんがつくっておったのだけれども、できなくなったので、〇〇を知っているので、〇〇〇さんに耕作をお願いしたいということをお話をしたところ、してくれるということで話がまとまったということです。あとは事務局の話したとおりです。

それから、調査項目につきましても問題なしと考えますので、皆さん方のご審議お願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして、ご質疑がある方は、挙手の上、ご起立をいただいて質疑願います。何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようですので、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー1、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第4号、ナンバー2からナンバー18まで、農林公社の関係でございますので、一括で事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2からナンバー18までは、農地中間管理事業に関する利用権の設定となります。

読み上げさせていただきます。ナンバー2、利用権を設定する土地、大字並塚字南前〇〇〇—〇、田、258㎡。ナンバー3、同じく〇〇〇—〇、田、592㎡。ナンバー4、同じく〇〇〇、田、1,598㎡。ナンバー5、同じく〇〇〇、田、3,115㎡。ナンバー6、同じく〇〇〇—〇、田、1,943㎡。ナンバー7、同じく〇〇〇、田、1,609㎡。ナンバー8、同じく〇〇〇、田、2,421㎡、ナンバー9、同じく〇〇〇、田、3,285㎡。ナンバー10、同じく〇〇〇、田、727㎡。ナンバー11、大字才羽〇〇〇〇、田、2,018㎡。ナンバー12、同じく〇〇〇〇、田、1,936㎡。ナンバー2からナンバー12、合計で1万9,502㎡。設定する利用権、賃貸借、田、平成31年5月1日から平成41年4月30日の10年間。借賃年10アール当たり6,350円。利用権を設定する者、並塚、〇〇〇。

ナンバー13、大字大島字南〇—〇、田、946㎡。ナンバー14、同じく〇—〇、田、83㎡。ナンバー15、大字大島字前〇〇〇、田、1,996㎡。ナンバー13からナンバー15、合計3,025㎡。設定する利用権、賃貸借、田、平成31年5月1日から平成41年4月30日の10年間。借賃年10アール当たり6,350円。利用権を設定する者、大島、〇〇〇〇。

ナンバー16、大字大島字南〇—〇、田、3,191㎡。設定する利用権、賃貸借、田、平成31年5月1日から平成41年4月30日の10年間。借賃年10アール当たり6,350円。利用権を設定する者、大字大島、〇〇〇〇〇。

ナンバー17、大字佐左エ門〇〇〇〇、田、1,832㎡。ナンバー18、同じく〇〇〇〇、田、2,118㎡。ナンバー17、ナンバー18、合計3,950㎡。設定する利用権、賃貸借、田、平成31年5月1日から平成41年4月30日の10年間。借賃年10アール当たり6,350円。利用権を設定する者、春日部市、〇〇〇〇。

ナンバー2からナンバー18、全て埼玉県農林公社宛てとなっております。

以上でございます。

○会長 事務局の報告が終わりました。

この案件につきましては、調査報告はございません。

これにつきまして、質疑を受けたいと思いますが、何か質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー2から18、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第5号

○会長 続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について、事務局より説明をお願いします。

○書記 議案第5号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

内容につきましては、先ほどの議案第4号に出てきました埼玉県農林公社への貸付地の耕作者を配分するものとなっております。内容につきましては、重複しますので、全ては読み上げませんが、議案第4号のナンバー2からナンバー12までの〇さんの土地につきましては、佐左エ門の〇〇〇〇さんが、ナンバー13から16の大字大島の土地につきましては〇〇〇〇さんが、ナンバー17、ナンバー18の佐左エ門の土地につきましては、佐左エ門の〇〇〇〇さんが耕作する計画となっております。

利用配分計画についての意見としましては、耕作者については、いつもどおり特に意見なしということで、周辺の農地に影響が出ないよう地主管理等してくださいという意見をつけて回答するという事務局の案を、今までどおり提案させていただきます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

配分計画の意見につきましては、今事務局より申し上げましたとおり、通例のとおり畦畔の除草、また水管理等々注意ということで意見として出したいということでございます。

これにつきまして、質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第5号、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第6号

○会長 続きまして、議案第6号 農地賃借料情報について、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第6号 農地賃借料情報について、こちら平成30年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料の水準を集計したものととなります。

地目、平均額、最高額、最低額、件数の順番で読み上げさせていただきます。田、6,400、1万2,900、6,400、481件。畑、5,900円、7,100円、5,000円、20件。こちらですが、金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としております。

物納の場合ですけれども、こちらの金額は平成30年埼玉県コシヒカリ1等米の概算額1万2,900円、こちら60キロ当たりですけれども、そちらをもとにして金額に換算しております。

3つ目といたしまして、使用貸借、こちらは賃借料のほうがない場合、そちらの場合は集計結果から除外のほうをしております。こちらのほうを承認いただいた後になります。ホームページ等で使わせていただく予定となっております。

以上です。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、質疑のある方は挙手をして、起立して受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。



本会議を証するためここに署名する。

平成31年2月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 高 崎 勇

署 名 委 員 増 山 貞 男